

届出事業者 各位

平成 26 年 3 月 6 日
株式会社ハウスジーマン
検査・技術部

豪雪によるキッチン等の設備機器の納入遅延への
フラット 3 5 適合証明書交付対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 2 月 14 日～16 日の豪雪の影響により、平成 26 年 3 月までにキッチン等の設備機器（以下「設備機器」という。）を納品することが困難な状況が発生しています。

引渡しに 4 月以降にずれ込むことにより住宅に課せられる消費税が 5%から 8%となり、お客さまの負担が増大することが懸念されています。

このような状況を鑑み、フラット 3 5 適合証明書交付について、下記の 1 及び 2 を満たす場合は設備機器が設置されていない場合でもフラット 3 5 適合証明書を交付することができる特例が定められましたのでお知らせいたします。

記

1. 融資利用者様への説明事項及び申出書の提出

設備機器が無い状態で 3 月中に適合証明書の発行を希望される場合は、以下の事項を融資利用者様へ伝えた上で「キッチン等の設備機器未設置状態における適合証明書発行に係る申出書」（以下「申出書」という。申出書は別紙参照。）をご提出ください。

- (1) 融資利用者様の同意を確認するため、融資利用者と事業者連名の申出書を当社へ提出する必要があること。
- (2) 請負契約書又は売買契約書（以下「契約書」という。）の写しを当社へ提出する必要があること。
- (3) 設備機器の設置工事完了後、7 日以内に工事箇所の確認写真を当社へ提出する必要があること。

2. 申出書等追加提出書類内容の確認事項

- (1) 申出書のお申込者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること。
- (2) 契約書における引渡し日が平成 26 年 3 月以前となっていること。
- (3) 設備機器が設置されていない状態で検査済証が発行されていること。
- (4) 設備機器以外の全ての適合証明技術基準に適合していること。

※上記以外の事項については、通常時の竣工現場検査・適合証明と同様に検査いたします。

以上